

デジタル式運行記録計 / ドライブレコーダー 導入のための補助制度が開始されます

5月7日(月)～18日(金)

国土交通省では、事業用車両の安全な運行を推進するため、下記の要件を満たす機器購入に対し、購入額の一部を補助する制度を実施いたします。

対象機器と補助額

1社あたり40万円を限度額に、下記補助額にて交付を行います。

(注意) 補助金の受付が予算を超えた場合、1社あたり上限金額が下がることがあります。
過去2年間に同補助金の交付を受けた場合は対象外となります。

対象機器	対象経費	補助率 ※括弧内は1台あたりの補助上限
デジタル式 運行記録 計	車載器	1/3 (3万円)
	事業所用機器	1/3 (10万円)
映像記録 型ドライ ブレコーダー	車載器	1/3 (2万円)
	事務所用機器	1/3 (3万円)

※デジタル式運行記録計と映像記録型ドライブレコーダーを同時に購入する場合、1台あたりの上限は車載器5万円、事業所用機器13万円

対象機器の主な基準

◎デジタル式運行記録計◎

・国土交通大臣による型式指定(第II編又は第III編)を受けていること。

◎映像記録型ドライブレコーダー◎

・急ブレーキ等で強い加速等が発生した場合にその前後一定時間の画面撮影ができること。

・撮影情報等を記録、出力することができること。

・上記に規定するデジタル式運行記録計のソフトウェアにおいて当該ドライブレコーダーにより記録された情報を活用できる機能を有すること。

・(乗合バス事業者のみ)常時記録機能と、車内撮影機能(オプションの車内カメラ等)を有すること。

申請期間と申請方法

●申請期間:2012年5月7日(月) -5月18日(金) 9:00-16:00

注意 申請が補助金総額に達した場合、受付を途中で打ち切ることがあります

●申請先:最寄りの地方運輸局、運輸支局(沖縄は沖縄総合事務局)へ書類をご提出ください。

注意 郵送は認められませんのでご注意ください。

●申請書類:国土交通省ホームページよりダウンロードください。

原本1通とコピー2通、合わせて3通ご提出ください。

申請の流れと申請書類

① 交付申請

各運輸局等へ申請書類提出。提出後、国土交通省からの交付決定連絡が運輸局経由で届きます。提出書類はHPよりご確認ください。

② 取下げ、変更、廃止の申請

補助対象事業の申請内容に変更等が出てきた場合は、速やかに該当する申請書に記載の上、運輸局などに提出しなければならない。

- ・取下げ:①で受けた交付決定に不服がある場合は20日以内に取下げ申請書を提出。
- ・計画変更:事業の内容や金額について変更がある場合で軽微な変更以外ものは、変更申請書を提出する。(※軽微な変更:補助金の金額の変更が20%以内のもの)
- ・中止又は廃止:交付決定20日を過ぎたのち、対象事業の中止又は廃止をするとき、申請書類を提出。

③ 実績報告

補助対象事業が完了した日から1カ月以内又は翌年の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を運輸局等に提出。提出後、国土交通省より額の確定通知が運輸局経由で届きます。

④ 補助金振込